

「大学生のためのお金の教室～知って損無し！雇用保険を学ぼう！」

ファイナンシャル・プランナー 江尻 正幸

学生時代はあまり関係が無くても、社会人になると関わることになる制度が、今の日本にはたくさんあります。その中の1つに、「雇用保険」というものがあります。多くの学生の方も、社会人になるとこの保険に加入することになるでしょう。しかし、いざ社会人になったとしても、ただ保険料を支払うだけで、その仕組みや内容を学ぶ機会はそれほど多くはないかもしれません。

今月は、この「雇用保険」の仕組みや保障内容について、いつものように事例を通して学んでみましょう。

【質問】

兄の勤めていた会社が倒産し、雇用保険の基本手当というものを受給しているようです。

雇用保険は、失業した時に備えるものなののでしょうか？

また、それ以外の保障として何かありますか？

(岡本さん 22歳 大学4年生 来春から社会人になる予定。)

(兄 25歳 先月、勤務先が倒産し、現在求職中。)

【回答】

雇用保険は、岡本さんが考えている通り、主な目的は失業した際に無収入になることを防いだり、求職活動を支援したりするものです。

お兄さんが受給している「基本手当」とは、それまで会社から支払われていた給料を元に計算して求められた金額を一定期間支給されるというものです。

具体的に考えてみましょう。

●雇用保険から支給される基本手当とは？

お兄さんは3年間会社に勤務し、その間ずっと雇用保険に加入していたとします。

そして、その期間中、毎月25万円の給料を得ていた場合、基本手当はいくら支給されるのでしょうか。

これは、離職日前1年間のうち、最後の6カ月間に支払われた賃金総額（賞与等は除いたもの）を180で除したものに、一定割合を乗じた金額を日額として求めます。これに基づ

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2011 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

いて、お兄さんを例に具体的に計算してみましょう。

まず、最後の 6 カ月間に支払われた賃金、つまり給料の総額を求めます (25 万円×6 カ月 =150 万円)。

そして、この 150 万円を 180 で除し、一定割合^(注) を乗ずれば基本手当の日額が算出されます。

こうして算出された日額を所定の日数分、受給することが可能となります。

岡本さんのお兄さんの場合、日額 5,373 円を最高 90 日受給出来ます。

基本手当の給付日額・期間は、それまでの給料の額や年齢、雇用保険加入期間、退職理由などによって変わってくるので、実際にこういった状況になった際は FP などに相談すると良いでしょう。

●基本手当をもらうためにも、いろいろと条件が・・・

この基本手当は、受給するにあたり、いろいろな条件や決まりごとがあります。

まず、手続きをしてもすぐには支給されない、という点が挙げられます。

お兄さんのように、勤めていた会社が倒産した場合は、所定の手続きをハローワークなどで行った後、7 日間失業状態が続いていたならば受給が可能となります。

また、この手当は再就職するための活動をしている人のためのものです。独立開業するために退職をした際などは、受給は出来ません。

他にも、自己都合で退職した場合は、受給開始までの期間が 7 日間よりも延びたりするなど、状況によって色々と変わってきます。

●失業しないと何もない？！

冒頭で述べたように、雇用保険の主な目的は、失業した際に無収入になることを防ぎ、再就職の支援を行うことにあると言えます。

しかし、失業しない限り、雇用保険からは何も受給できないのでしょうか？

そんなことはありません。

例えば、「教育訓練給付」というものがあります。

これは、厚労省が指定する教育訓練講座を受講・修了した場合、その費用の 20% (上限 10 万円、下限 4 千円) が支給されるのです。

これを利用するためにも色々と条件はありますが、岡本さんの場合、就職してから 1 年間働く、つまり雇用保険に 1 年間加入したならば、利用することが出来ます。

つまり、岡本さんが就職してから 1 年経った頃、自己啓発やスキルアップとして、何か講座を受けようと考えているならば、その講座がこの給付の対象となっているか確認してみたいかがでしょうか。

もしかしたら、教育訓練給付を利用することで、お得に受講できるかもしれません。

注：乗ずる一定割合は、年齢や賃金日額などによって変わります。

岡本さんのお兄さんの場合、賃金日額を x とすると

$$\text{基本手当日額} = (-3x^2 + 70,910x) / 71,200$$

$$= 5,373 \text{ 円}$$

となります。

参考 URL

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>